

（3）妊婦健康診査事業

医療機関及び助産施設において、妊婦健康診査受診票（14回）を使用し、健診受診票に記載された項目を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

人口推計による出生数から妊産婦数の見込みを算出しています。確保数は妊婦1人あたり14回の受診として算出しています。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえて、事業実績に基づく量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基く市の独自推計）	○

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分		実績	第2期計画				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①事業 実績等 に基く 量の 見込み	年間 実利用／人	108人	103人	97人	96人	94人	92人
	年間 延利用／人	1,512人	1,442人	1,302人	1,344人	1,316人	1,288人
②確保 方策	年間実利用	—	103人	97人	96人	94人	92人
	年間延利用	—	1,442人	1,302人	1,344人	1,316人	1,288人



（4）乳児家庭全戸訪問事業

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図る事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

人口推計による出生数から妊産婦数の見込みを算出します。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、事業実績に基づき、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分		実績	第2期計画				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①事業 実績等 に基づ く量の 見込み	年間 実利用／人	122人	98人	97人	96人	94人	92人
	訪問率（％）	100％	100％	100％	100％	100％	100％
②確保 方策	年間実利用	—	98人	97人	96人	94人	92人
	訪問率	—	100％	100％	100％	100％	100％

（5）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要と判断される過程に対して、民生児童委員による育児・家事の援助または保健師等の訪問による指導・助言を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

平成30年度実績により量を見込みます。人口推計による出生数から支援の必要な妊婦数の見込みを算出しています。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえ事業実績針に基づき、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《第2期計画期間の量の見込み（素案）と確保方策》

区 分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業実績等に基づく量の見込み	年間訪問回数	2回	15回	15回	15回	15回	15回
②確保方策	年間訪問回数	2回	15回	15回	15回	15回	15回



（6）子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院等で子どもを預かる事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は過去4年（平成27年度～30年度）においては未実施です。見込みの日数については事業実績により算出します。実施箇所数については実施施設との委託契約により見込みを算出します。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分	実績	第2期計画					
	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①事業実績等に基づく 量の見込み (実施箇所数/か所)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
②確保 方策	延べ日数	3日	3日	3日	3日	3日	3日
	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

（7）ファミリー・サポート・センター事業

保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介する事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計の両方を実施しており、ニーズ調査結果に基づく推計は平成30年度実績を大きく上回っているため、事業実績に基づき量の見込みを算出しています。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえて、事業実績に基づく量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基づく推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業実績等に基づく量の見込み （年間延利用／人日）	182人	200人	200人	200人	200人	200人
②確保方策	協力会員数	67人	75人	75人	75人	75人
	年間延利用	182人	200人	200人	200人	200人



（8）一時預かり事業（a：幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において一時的に預かる事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計の両方を実施しており、ニーズ調査結果に基づく推計による量の見込みは「幼稚園型以外」については平成30年度実績を大きく上回っています。よって、平成30年度の利用実績に基づき、量の見込みを設定します。

（R1年度4月～9月実績：42人／4月～3月推計：100人）

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、事業実績に基づき量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《計画期間の量の見込みと確保方策》

【幼稚園型以外】

区 分	実績	第2期計画					
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①事業実績等に基づく量の見込み （年間延利用／人日）	49人	100人	100人	100人	100人	100人	
②確保方策	年間延人数	—	100人	100人	100人	100人	100人
	施設数	—	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

（8）一時預かり事業（b：幼稚園型）

現在のこども園における預かり保育は今後、主に在園している児童を対象に、一時預かり事業として取り扱われる事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計の両方を実施しており、ニーズ調査結果に基づく推計による量の見込みと「幼稚園型」について平成30年度実績、令和1年度の実績と推計から、事業実績に基づき、量の見込みを設定します。

（R1年度4月～9月実績：5,285人／4月～3月推計：10,500人）

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《計画期間の量の見込みと確保方策》

認定こども園 国東：3,750人 むさし：5,000人 安岐中央：2,500人

【幼稚園型】

区 分	実績		第2期計画			
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業実績等に基づく量の見込み （年間延利用／人日）	9,136人	10,500人	10,500人	10,500人	10,500人	10,500人
②確保方策	実施か所数	—	5か所	5か所	5か所	5か所
	年間延利用	—	11,250人	11,250人	11,250人	11,250人



（9）延長保育事業

保護者の就労状況等により、保育所、認定こども園等で通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計の両方を実施しており、ニーズ調査結果に基づく推計による量の見込みについては平成30年度実績を大きく上回っています。平成30年度の利用実績に基づき、量の見込みを設定します。第1期計画では、ニーズ調査結果に基づく推計を採用しています。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《第2期計画期間の量の見込み（素案）と確保方策》

区 分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業実績等に基づく量の見込み （年間延利用／人日）		136人	150人	150人	150人	150人	150人
②確保方策	年間延利用	—	150人	150人	150人	150人	150人
	実施か所数	—	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(10) 病児・病後児保育事業

保護者の勤務の都合・家庭の都合等により、家庭で保育が困難な病気の子どもを病院併設の保育施設で一時的に預かる事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計の両方を実施しており、ニーズ調査結果に基づく推計による量の見込みは、平成30年度実績を大きく上回っています。平成30年度の利用実績に基づき、量の見込みを設定します。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、事業実績に基づき、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業実績等に基づく量の見込み (年間延利用/人日)	120人	150人	150人	150人	150人	150人
②確保方策	延べ人数	—	720人	720人	720人	720人
	定員/日	—	3人	3人	3人	3人

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計の両方を実施しており、ニーズ調査結果に基づく推計による量の見込みと平成30年度実績がほぼ同数であることから、ニーズ調査結果に基づき、量の見込みを設定します。

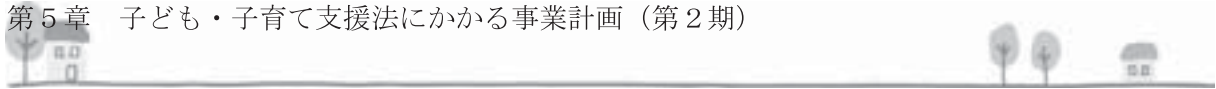
《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	○
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	499人					
①ニーズ調査結果に基づく量の見込み (年間延利用/人日)	—	503人	481人	455人	430人	407人
＜①ニーズ調査結果に基づく量の見込みに対する学年ごとの内訳＞						
1年生(6歳児)	—	129人	124人	117人	110人	105人
2年生(7歳児)		95人	89人	83人	76人	71人
3年生(8歳児)		97人	93人	87人	81人	75人
4年生(9歳児)		91人	87人	84人	79人	75人
5年生(10歳児)		52人	50人	48人	48人	46人
6年生(11歳児)		39人	38人	36人	36人	35人
②確保方策 利用児童	—	503人	481人	455人	430人	407人



（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育所等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等を助成する事業です。

《対象者》

認定こども園、幼稚園、保育所などを利用している生活保護世帯等の子ども。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、健康面・発達面において特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

■新規参入施設等への巡回支援

地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援を行います。

《対象者》

保育事業への新規参入事業者。

■障がい児保育対策事業

健康面・発達面において特別な支援が必要な子どもの認定こども園での受け入れを促進するための助成を行います。

《対象者》

障がい児を受入れている認定こども園。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

（1） 教育・保育の一体的提供の現状

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

（2） 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の確保策

- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供のため「認定こども園」への移行を推進します。
- ・幼児教育と保育の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて幼児教育施設と保育施設の連携を図るとともに、小学校へのスムーズな接続が図られるよう努めます。
- ・幼児期の教育の更なる充実が求められる中で、保育士等専門職の人材確保が課題として指摘されています。就学前の子どもに、質の高い教育・保育を適切に提供するためには、専門性の高い保育士・幼稚園教諭の確保が重要です。保育士等の確保や専門性・資質の向上も併せて取組み、計画の更なる充実を進めていきます。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

（1）産後・育児休業者の現状

保護者が、産休・育休明けの希望する時期や就労による年度途中の入所でも円滑に教育・保育施設を利用できるよう、幼稚園や保育所等の施設の環境整備に努めていく必要があります。

また、教育・保育量を確保するためにも、保育士や幼稚園教諭など人材を確保し、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

（2）円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

本市においては、今後の児童数の増加が見込まれる状況ではありませんが、0歳児と1歳児についてはアンケート調査の結果、現状の利用数よりも高い一定のニーズが予測されます。幼児教育・保育のニーズ量確保は民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

（1）児童虐待に対する取組の強化

本市においては、養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握し、主任児童委員や母子保健推進委員等をはじめとした、地域住民と連携して子どもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。児童虐待が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先とし、警察との連携を密にするなどにより、早期対応に努めます。

（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、母子・父子自立支援員を配置することにより、相談・支援体制の強化を図ります。

また、ひとり親家庭の親と子どもが健康で安心して暮らせるよう、市が実施する各種支援策を推進するほか、母子、父子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して大分県が実施するひとり親家庭支援事業の活用を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

（3）障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進します。また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を実施しています。

また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図ります。

さらに、自閉症スペクトラム、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等の発達障がいがある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な支援等を行う必要があります。

そのために、保護者が子どもの特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備と十分な情報提供に努めます。保育・教育施設等においては、本人と保護者、行政、保育・教育施設等が、必要な支援等について連携し、合意形成を図るよう努めます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知と家族支援を行うなど、関係機関と連携をして、支援体制整備に努めます。教育・保育施設等の施設で、支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ります。

（4）子どもの貧困対策の推進

生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されることなく、貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、子ども達への教育・生活の支援に努めます。福祉や教育等の取組みの過程で得られた個別の子どもに関する情報を活用することにより、支援を要する子どもを把握し、相談体制の充実を図ることにより、各種支援制度に結び付け、効果的な支援ができるよう努めます。

また、子どものしあわせを第一に考え、親の妊娠から生まれた子どもの社会的自立まで切れ目なく、適切に支援していくとともに、情報提供の充実を図ります。

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

（1）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

（2）育児休業等制度の周知

子育てと仕事を両立できる働き方を選択しやすくするため、育児休業や育児短時間勤務について企業等民間団体及び行政機関においても制度の周知を図り、取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

（3）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて問題提起をするとともに、誰もが働きやすい労働環境の改善及び意識改革を行うため、啓発活動に取り組みます。

